

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開のための具体的な取組について
(5月29日時点)

鹿沼市立東中学校

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日）」や文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年5月22日）、県教育委員会の「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル（令和2年5月15日）」、鹿沼市教育委員会の「鹿沼市小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年5月25日）」に基づき、本校における具体的な取組について以下に示すこととする。

＜基本的な感染症対策の実施＞

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1) 感染源を絶つ

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

3) 抵抗力を高める

免疫力を高めため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
(文部科学省 令和2年3月24日)」からの抜粋

1 学校再開における留意事項

(1) 集団感染のリスクを回避するために、次の3つの対応を実施する。

①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。

③手洗いを徹底し、近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

(2) 登校前の検温を徹底するなど、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合には自宅で休養するよう指導する。

(3) 生徒の健康管理等については、家庭と連絡を密にする。

(4) 部活動を実施する場合には、感染防止の措置を十分に講じた上で行う。

2 具体的な取組

(1) 集団感染のリスクを回避するために、次の3つの対応を実施する。

①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。

- ・可能な限り、窓を常時開けておく。気候等の状況でそれが不可能な場合は、休み時間ごとに換気を行う。
- ・原則、2方向の窓を同時に開けるようにする。
- ・空調利用時においても、必ず換気を行う。
- ・室温等に注意し、衣服等による温度調節にも配慮する。
- ・光化学スモッグや高温など気候上外気を大量に入れかえることが難しい場合は、生徒の健康観察を行いながら、可能な限りの換気や出入口を開ける等の対応を行う。

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。

- ・学年集会を実施する場合は、密集を回避するために体育館等を使用する。
- ・学年集会の際は、密集しないように生徒間の距離を十分に保ち、内容を精選し、時間短縮で行う。また、こまめに換気をする。

③手洗いを徹底し、近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

- ・下記の機会において、こまめな手洗いを徹底する。
 - ア 学校への登校後
 - イ 給食の前後
 - ウ 清掃前後
 - エ 外から教室に入る時
 - オ トイレの後
 - カ くしゃみをしたり、鼻をかんだりした後
 - キ 多くの人が触れる場所や共用の教材・教具、情報機器等を触れる前後
 - ク 他人のマスクや落ちているティッシュ、他人の着替え等に触れた後 など
- ・毎日、ハンカチを携行させる。
- ・生徒が手洗いをを行う際には、手洗い場が密集しないよう、順番や動線を示すなどの対策を行う。
- ・マスクを着用させ、下記のことにも留意する。
 - ア 必ずマスクを着用して登校するように事前に家庭へ協力を求める。
 - イ マスクが準備できない、もしくは忘れてしまった生徒に対しては、状況に応じて学校のマスクを配付する。
 - ウ 生徒がマスクをはずしたときに、他の生徒のものと取り違えることのないよう、また、マスクを衛生的に管理できるようビニール袋を準備させる。その際、ビニール袋に必ず名前を記入させる。
 - エ 体育の授業等においてはマスクをしないことも可能であるが、その際は着用以上に生徒同士の間隔を確保する等の対策を講じる。
 - オ 気温や湿度が高いときには、マスクを着用することで熱中症になる危険性

を考慮し、マスクをはずすこともやむを得ないが、そのれに代わる感染予防対策を講じる。

- ・咳エチケットの指導を徹底する。

(2) 登校前の検温を徹底するなど、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合には自宅で休養するよう指導する。

- ①「保健観察カード」を毎朝、学級担任に提出させ、生徒の健康状態を把握する。
 - ・保護者が生徒の体温、体調の様子及び部活動の参加について記入する。
 - ・検温を忘れた生徒は、保健室前で検温させる。
- ②授業中、休み時間、放課後等、全ての生徒に対して、可能な限り随時、健康観察を行う。
 - ・発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するように保護者に周知する。

(3) 生徒の健康管理等については、家庭と連絡を密にする。

- ①医療的ケアが必要な生徒については、保護者と主治医の相談の上、登校について判断する。
- ②校内で発熱や風邪症状等が確認された生徒は早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の生徒を配慮し、別室で待機させる。
- ③生徒の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応する。
- ④免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、1日3回のバランスの取れた食事を心がけるように生徒に指導するとともに、家庭の協力を依頼する。

(4) 部活動を実施する場合には、感染防止の措置を十分に講じた上で行う。

- ①活動への参加については、保護者の承諾を得た上で、無理にさせることがないように配慮する。
- ②顧問は、健康観察カードを活用し、生徒の体調管理を徹底する。
- ③更衣等についても、3密を避けるよう配慮、指導する。
- ④手洗い等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ⑤臨時休業において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意する。
- ⑥体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- ⑦生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ⑧部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必

要に使い回しをしない。

⑨活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠する。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

⑩部活動の活動時間は、次のとおりとする。

- ・ 6月 1日（月）～6月 7日（日）部活動を中止する。
- ・ 6月 8日（月）～6月14日（日）活動時間を1時間とする。
※ この期間中の土・日曜日の部活動は中止する。
- ・ 6月15日（月）～6月21日（日）活動時間を1時間30分とする。
※ この期間中の土・日曜日の練習は2時間程度とする。
- ・ 6月22日（月）～ 通常の活動時間とする。
※ 平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。

（5）その他

①日課

- ・ 生徒が学校生活に適応するためには、十分な時間が必要であると考え、生徒の心と体の健康安全のために、6月1日（月）～7月31日（金）までの期間はB日課（45分授業）で対応する。

②学級活動

- ・ 保健指導を徹底する。
感染症対策のポイントである「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「対抗力を高めること」について、年度当初の学級活動で指導する。
- ・ 人権教育の充実を図る。
新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識の基に、発達段階に応じて、感染症に係る偏見や差別について指導する。

③学習指導

- ・ 臨時休業に伴い、生徒は授業を十分に受けることができなかったことから、3月～5月の学習内容については、令和2年度の教育課程内での授業で補充する。
- ・ 補充を行うに当たり、生徒の負担を考慮しながら、過度な家庭学習を課すことのないよう留意する。
- ・ 金曜日の学習相談を充実させる。

④学校給食

<準備>

- ・ 給食当番は、配膳前に、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装（清潔な白衣等、マスク、帽子）をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食の配膳活動が可能であるかどうかをチェックし点検票に記入する。
- ・ 当番だけでなく、その場にいる全ての生徒及び教職員はマスクを着用する。

- ・教職員の指導のもと、流水と石けん等による手洗い、アルコール等による手指の消毒を徹底する。
- ・クラスのワゴン、配膳台等は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やアルコール等で消毒する。

<配膳>

- ・当番の生徒は、手洗い及び消毒後の顔や頭、マスク等を触れないように指導する。
- ・配膳台等に密集しないように配慮する。
- ・箸やスプーンを配る当番は、口の中に入る部分に触れないように注意する。
- ・配膳中は喋らない。

<喫食>

- ・机を向かい合わせにしない。
- ・会話は控える。
- ・咳エチケットを徹底するために、机上にハンカチを置いてすぐに使用できるようにしておく。
- ・不用な出歩きはしない。
- ・おかわりは教職員が行う。

<片付け>

- ・配膳台等に密集しないように配慮する。
- ・マスクを着用させる。
- ・グループごとにまとめて下膳させるのではなく、各自で食器籠に戻すようにする。
- ・残菜は各自が使用した箸やスプーンを使って食器等に戻すようにする。
- ・片付け後は、必ず手を洗うように指導する。

⑤清掃

- ・教室、廊下等の窓を開けて清掃する。
- ・密集を避け、無言清掃で取り組ませる。
- ・清掃前後の手洗いを徹底させる。

⑥学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備

- ・教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に生徒が手に触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、放課後、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒を行う。

⑦図書室の利用

- ・6月8日（月）から利用を再開する。
- ・再開に当たり、下記のこと留意する。
 - ア 図書室の利用前後は、消毒液等で手洗いを徹底させる。
 - イ 図書室での密集を防ぐために、入室する人数を制限する。

⑧登下校

- ・生徒の安全・安心の確保に努める。
- ・登下校の際に密接とならないように指導する。

⑨その他

- ・上記のことについて、職員会議等で共通理解を図る。
- ・本年度の教育活動を年度当初に起案する際は、本取組を踏まえた配慮事項を明記する。
- ・保護者に対して、本校の取組等について文書及びHP等で周知する。
- ・教員は出勤前に検温し、風邪等の症状がある場合は出勤しない。
- ・上記の対応については、今後の状況により変更する可能性がある。